## 第24期第6回新居浜市農業委員会総会議事録

- 1 会議の日時及び場所
- (1) 会議の日時 令和3年1月5日(火曜日)13:30~15:00
- (2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室
- 2 会議に出欠席した委員数及び氏名等
- (1)農業委員

第	1	番	片	上	和	彦	第	; 1	1番	髙	橋	征	三
第	2	番	岡	田		充	第	<del>,</del> 1 :	2番	小	野	春	雄
第	3	番	藤	田	幸	正	第	; 1	3番	曽我	论部	英	敏
第	4	番	村	上	壽	_	第	; 1	4番	伊	藤	繁冽	で郎
第	5	番	塩	見	敏	夫	第	; 1	5番	土	岐	若	水
第	7	番	横	井	直	次	第	<del>,</del> 1	6番	伊	藤	愼	吾
第	8	番	藤	田	健力	太郎	第	$\hat{i}$ 1	7番	渡	邊	勝	俊
第	9	番	宇	野	賀澤	丰美	第	1 3	8番	松	木	ワス	7子
第1	0	番	古	Ш		豊	第	1	9番	Щ	П	三七	去夫

## (2) 農地利用最適化推進委員

第	1	番	岡	田	悦	明	第:	9 番	田	坂	健	次
第	2	番	安	藤	育	雄	第1	0番	眞	鍋	哲	哉
第	3	番	加	藤	宏	司	第1	1番	竹	林	義	孝
第	4	番	岩	崎	紀	生	第1	2番	小	泉	禮	造
第	6	番	井	下	八	郎	第1	3番	髙	橋	秀	実
第	8	番	藤	田		隆	第1	4番	神	野	鉄	治

## (3) 欠席委員 3人

農業委員 第 6 番 寺 尾 俊 行 推進委員 第 5 番 小 野 義 尚 推進委員 第 7 番 髙 橋 眞 次 3 会議に出席した事務局職員

 事務局長藤田和則
 事務局次長近藤明美

 農政係長谷口恭子
 主任篠原清子

 主任井上貴清
 会計年度任用職員齊藤麻里

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について 農政関係 農地中間管理事業について

13時30分開会

藤田事務局長 御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。 農業委員18人、推進委員12人でございます。よって、 過半数に達しており、この会が成立していることを御報告い たします。それでは、会長よろしくお願いします。

藤田会長

皆さん、明けましておめでとうございます。本年も引き続きよろしくお願い申し上げます。今日、1月5日は二十四節気の小寒ということで今日から寒くなる、寒の入りということでございます。予報では明後日、寒波がこちらへ入ってくると、非常に寒いと言われております。今、活動の中で農地の実態調査を皆様方にお願いをしている時でございます。体調管理に気を付けられまして、特に今、コロナで大変でございます。合わせて体調管理に気を付けられまして、いろいろな活動にご尽力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから第6回新居浜市農業委員会総会を 開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議 案第5号までとなっております。 農政関係は「農地中間管理事業について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第 19条の規定により、会長において伊藤 慎吾委員と渡邊 勝俊委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願いいた します。それではこれより農地関係の議案の審議に入りま す。議案書目次をお開きください。

議案中、第1号及び第2号は決議事項、第3号から第5号は 意見事項となっております。加えまして報告事項が1件、参 考事項が1件ございます。

1ページをご覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。 事務局から議案の説明をお願いします。

藤田事務局長

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。 内容といたしましては、田1筆、面積1,183平方メートルでございます。

2ページをお開きください。

申請は、1番の(1-1)さんの1件でございます。 内訳といたしましては、期間、3年3カ月、利用権の種類は、 使用貸借、新規設定となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること及び全部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、1番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決

定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

3ページをご覧ください。

議案第2号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、第1番及び第2番の2件でございます。

4ページをお開きください。

1番、阿島四丁目、田、2筆、393平方メートル、譲受人は市内在住の(2-1) さんです。

譲受人は、申請地の隣接地を所有しており、これまでも申請地部分と一体で水稲を栽培していましたが、譲渡人所有の隣地を売買する際に測量したところ、境界を越えて耕作していたことが判明したため、当該部分について分筆、正式に自己所有地として取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたもので、引き続き水稲の栽培を予定しております。

2番、篠場町、畑、1筆、496平方メートル、譲受 人は市内在住の(2-2) さんです。

譲受人は、申請地の共有者のうちの 1 名で、これまでも申請地を耕作しており、今回、譲渡人の持ち分(1/5)を移転する目的で、農地法第3条申請が提出されたもので、引き続き季節野菜の作付けを予定しております。

1番及び2番の許可要件につきましては、いずれも議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。

なお、お手元に各許可要件について調査書を配布させていただいております。1番が1ページ、2番が2ページとなっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。ご審議の程よろしくお願いいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、1番は井下 八郎委員から、2番は小野 春雄委員から、それぞれ報告をいただきます。まず井下委員お願いします。

井下委員

昨年の12月12日土曜日に確認させていただきました。申請地は現在、田として利用されていて、伺った日にも本人が田を耕しておりました。非常に土地も管理されており周辺農地にも影響を及ぼすこともなく地域との調和要件も問題なくなっておりますので許可しても支障ありません。よろしくお願いします。

藤田会長 小野(春)委員

ありがとうございました。次に小野委員お願いします。 2番(2-2)さんの説明をさせていただきます。(2-2)さんは庄内二丁目にお住まいで、家の近くで畑、田んぼを農業されております。今回、篠場町の自分の持ち分も含めての移転で多少距離はありますけど、ご本人は軽トラから始め農作業機械、確認させていただきましたら管理には十分な農機具も所有しております。まして、本人さんもまだ、52歳ということで体力的にも若く耕作意欲も十分あると感じましたので、許可しても大丈夫と、審議の程よろしくお願いします。

藤田会長

ありがとうございました。以上、1番及び2番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいで しょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の

所有権移転について」を原案のとおり決定させていただ きます。

5ページをご覧ください。

議案第3号「農地の転用について」を議題に供します。 事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第3号は、農地法第4条第1項の規定による農地 転用の申請で、申請件数は1件です。6ページをお開き ください。

1番、上原一丁目、田1筆、申請人は、(3-1)さん。内容は、貸し店舗用地、一体利用地として、同時申請地の田1,636.00平方メートルがあり、議案第4号13番が関連議案となります。農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となります。以上の事案につきましては、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。ご審議の程よろしくお願いします。

藤田会長

ありがとうございました。以上、1番について質疑に 入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見 を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の 転用について」を許可相当として県知事に意見を送付い たします。

7ページをご覧ください。

議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第4号は、農地法第5条第1項の規定による農 地転用の申請で、申請件数は17件です。

8ページをお開きください。

1番、西連寺町一丁目、畑1筆、譲受人は、(4-1)さん。内容は、自己住宅兼店舗161.36平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

2番、高田一丁目、田2筆、譲受人は、(4-2) さん。内容は、自己住宅79.89平方メートル、農 地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、 区分は、所有権移転です。

3番、中村松木一丁目、田2筆、譲受人は、(4-3)さん。内容は、賃貸共同住宅1棟495.50平 方メートル及び露天駐車場、農地区分は、その他の農 地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転 です。

9ページをご覧ください。

4番、大生院字本村、田1筆、譲受人は、(4-4) さん。内容は、自己住宅75.35平方メートル、農 地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、 区分は、所有権移転です。

5番、中西町、田1筆、譲受人は、(4-5)さん。 内容は、建売住宅(8戸)438.85平方メートル、 一体利用地として、雑種地1,465平方メートルが あり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と 判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設 する予定であることから、開発許可が必要となり、区 分は、所有権移転です。

6番、外山町、畑1筆、譲受人は、(4-6)さん。 内容は、露天駐車場・露天資材置場、農地区分は、そ の他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所 有権移転です。 10ページをお開きください。

7番、萩生字本郷、畑4筆、譲受人は、(4-7) さん。内容は、宅地分譲(2区画)、農地区分は、用 途地域であるため第3種農地であると判断され、区分 は、所有権移転です。

8番、萩生字治良丸、田1筆、譲受人は、(4-8) さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他 の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権 移転です。

9番、高田一丁目、畑3筆、譲受人は、(4-9) さん。内容は、自己住宅81.98平方メートル、農 地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、 区分は、所有権移転です。

11ページをご覧ください。

10番、船木字池田、畑1筆、譲受人は、(4-10)さん 外1名。内容は、自己住宅119.24平 方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種 農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

11番、八幡一丁目、田1筆、譲受人は、(4-11)さん。内容は、宅地住宅5戸306.69平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

12番、船木字国領、畑1筆、譲受人は、(4-12) さん。内容は、自己住宅116.34平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

12ページをお開きください。

13番、上原一丁目、田3筆、譲受人は、(4-13) さん。内容は、貸し店舗用地、一体利用地として、同時申請地の田1,216.00平方メートルがあり、

議案第3号1番が関連議案となります。農地区分は、 用途地域であるため第3種農地であると判断され、千 平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であ ることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権 移転です。

14番、垣生一丁目、田1筆、譲受人は、(4-14)さん。内容は、自己住宅56.31平方メートル、 農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

15番、船木字檜之端、畑1筆、譲受人は、(4-15)さん。内容は、貸し露天駐車場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

13ページをご覧ください。

16番、楠崎一丁目、畑1筆、譲受人は、(4-16)さん。内容は、自己住宅105.78平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

17番、船木字下長野、田2筆、譲受人は、(4-17)さん。内容は、露天駐車場及び露天資材置場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

以上の事案につきましては、申請書および土地改良 区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行さ れる確実性等の一般基準についても認められるもので あることを、事務局より報告させていただきます。ご 審議の程よろしくお願いします。

ありがとうございました。以上、1番から17番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。はい、渡邊委員。

12ページの13番ですね、上原の3筆と、6ページの1番の上原の1筆は全て隣接地なのですか。

藤田会長

渡邊委員

井上主任

はい、そうです。隣接で、一体としてコンビニとし て利用する予定になっております。

渡邊委員

はい、分かりました。

藤田会長

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意 見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

14ページをお開きください。

議案第5号「農地転用事業計画変更について」を議 題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

議案第5号は、農地転用事業計画変更申請で、申請 件数は2件です。

15ページをご覧ください。

1番、瀬戸町、宅地1筆、事業計画者は(5-1) さん。変更内容は、事業内容の変更及び事業目的の変 更で、理由等については議案書に記載のとおりとなり ます。

16ページをお開きください。

2番、中村松木二丁目、宅地2筆、承継後の事業計画者は(5-2)さん。変更内容は、承継及び事業計画の変更で、理由等については議案書に記載のとおりとなります。いずれの事案につきましても、変更申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、変更事由が転用事業者の故意又は重大な過失ではなく、変更後の転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

ご審議の程よろしくお願いします。

井上主任

藤田会長

ありがとうございました。以上、1番及び2番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意 見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地 転用事業計画変更について」を許可相当として県知事 に意見を送付いたします。17ページをご覧ください。

報告事項は「農地所有適格法人の令和元年度事業報告について」です。事務局から報告をお願いします。

井上主任

農地所有適格法人の令和元年度事業報告についてご説明いたします。1番、(6-1)さん及び2番、(6-2)さんから、農地所有適格法人報告書が提出され、いずれも議案書に記載のとおり農地法で定める農地所有適格法人として必要な要件を全て満たしており、適正に運営されていることを確認いたしましたのでご報告いたします。

藤田会長

ありがとうございました。続きまして、18ページ をお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合 意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願 いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて 終了いたしました。よって、これをもちまして暫時休 憩いたします。なお、14時00分から総会を再開い たします。

(休憩)

藤田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、ご案内しておりましたとおり、「農地中間管理事業について」を議題といたします。本日は、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構より講師をお招きし、講演をお願いしております。ご紹介させていただきます。公益財団法人えひめ農林漁業振興機構事務局長 阿部 純市様です。それでは、よろしくお願いいたします。

# えひめ農林漁業振興機構

阿部事務局長

えひめ機構の阿部でございます。本日は貴重なお時 間をいただきまして、私どもが進めております、農地 中間管理事業などの説明をさせていただくことをあ りがたく思っております。よろしくお願い申し上げま す。まずは皆様方、明けましておめでとうございます。 平生より、えひめ機構の活動及び農地中間管理事業の 推進にあたりまして多大なるご尽力、ご理解を賜りま して改めてお礼を申し上げたいと思います。引き続き 本年もえひめ機構の活動に対しましてご協力をお願 い申し上げたいと思っております。それでは、座って 説明させていただきます。農業委員の皆様方、昨年9 月農業会議が行いました研修会で農地法のことにつ いて研修を受けられたかと思います。まず、中間管理 事業の説明に入ります前に、農地の貸し借り、貸借に ついて申し上げます。現在、農地の貸借ができる、貸 借をしようとする場合の方法として3つございます。 1つ目は農地法3条、2つ目が平成の始めにできまし た農業経営基盤強化促進法18条に基づく農用地利 用集積計画なるもの等、総会におきましても4階の農 林水産課が作成したものを決定をいただいて貸し借 りをおこなうということをされているかと思います。 それから3つ目が、本日、ご説明をさせていただきま す、平成26年からスタートしました農地中間管理事 業法、俗にバンク法と言っておりますが、18条に基 づく貸し借りでございます。この3つの貸し借りの違いを口頭で申し訳ないのですが上げさせていただきますと、農地法の貸し借りは私の考え方、言い方ですが、規制をする貸し借りです。安易には貸さないよと、ちゃんと農地を使ってもらう人にきちっとした形で貸し借りをしてもらいますよと、宅地などの不動産売買なんてものは許しませんよというような意味も込めて規制をする貸し借りになっている。それに対しまして、経営基盤強化法、バンク法の貸し借りは農地の集積を進める、担い手に農地を集める、要は貸し借りを進めるための貸し借り、というのが大きく違うところです。従いまして、法律の書きぶりも農地法につきましてはいろいろ制限がございます。それに対して、基盤強化法、中間管理のバンク法の規制は非常に緩やかでございます。

それから、2つ目の違いは、農地法の貸し借りは法定更新、いわゆる農地法18条だと思いますが、法定更新の対象になります。当事者同士が何も言わなければ自動的に更新をする。古くからそうされてきたわけですが、悪い見られ方になりますと、貸したら返ってこないというような話に繋がる、法定更新が認められる。対象になる。それに対して、基盤強化法、バンク法は法定更新の対象外でございます。期間が満了したらそこで切れてしまう、そのまま貸し借りが続いた場合は、それはいわゆる闇小作状態になってしまう。それが大きい二つの違いです。規制がない代わりに、きちっと期間を定める。一般的に安心して貸し借りができますよということを謳い文句にして進めている訳でございます。

最後、違いの3つ目でございますが、経営基盤強化 法とバンク法と何が違うのか、大きい違い、経営基盤 強化法は農地法と同様で地主さんと借りる方の二者契 約です。間に新居浜市でいいますと、農林水産課が入 って計画を作ったりして貸し借りをしますけれども、 あくまで貸し借りをする当事者は、地主さんと借り主 の方です。それに対して、バンク法は間に私達、えひ め機構が入ります。地主さんからえひめ機構が借りて、 えひめ機構が担い手の方に貸すというワンクッション が入ります。なぜ、そうしたかというと貸し借りにか かる手間、賃料の回収、支払い受け取りでありますし、 先程言いましたように、契約の更新の関係であります し、更には実際に難しいのですが、借りたい、使いた い人と、貸したい農地を結びつける、マッチングの活 動などを中間管理機構が担うことによって、一層農地 の貸し借り、農地の集積を進めているということで私 どもが間に入り、三者契約による貸し借りになってい る、これが、3つ目の違いでございます。では、何で こんなに面倒くさい貸し借りを作ったのかというと、 平成25年に皆様方も耳に残っているかもしれません けれども、農林水産省から「農林水産業・地域の活力 創造プラン」いわゆる農業地域、田舎の活力をつけて 活動を活発にしてもらいましょうという主旨でしょう か。「農林水産業・地域の活力創造プラン」というも のを作りました。その中の目標の一つに、当時から1 0年後、今でいいますと令和5年を目標に農地の8割 を担い手に集積する、農地の8割の経営を認定農業者 などの担い手の方に任せていこうという農地の一大集 積活用を起こしました。それを、進める法律として新 たにバンク法ができたというのが流れになっておりま す。

それでは、資料に入りたいと思います。レジュメの 資料1ページをお開きいただきたいと思います。本日 の説明は大きく3つに分けております。1つは中間管 理事業、バンク法、バンク事業の概要、2つ目としま しては、バンク法にかかります農業委員会の役割、連携、最後に中間管理事業を、バンク事業を利用した場合のメリット、この3つで順番に説明したいと思います。説明につきましては、主にレジュメの資料、印刷の資料を使いたいと思います。まず、結論から1ページ目から書いております、バンク事業、中間管理事業とはどういうものか、この項目を覚えていただいたら大体中間管理事業の形は分かっていただけるかと思います。

まず、中間管理事業とは、目的でございますが、農 業委員会との関わりで言いますと、農地利用最適化の 目標と一緒でございます。目的は農用地利用の効率化 及び高度化を促進するということでございます。促進 をするにあたっては、最適化でも書かれていると思い ますが、農業経営の規模拡大、農地の集団化、集積、 それから、農業産業の促進などに取り組むことにより まして、利用の効率化を進めていこう、ひいては生産 性の向上に結び付けていこうというのが目的でござい まして、他の貸し借りと違う点を先に申し上げました けれども、三者契約の貸し借りになっているというの がこの中間管理事業でございます。新しい言葉として、 この中間管理事業をスタートするにあたりまして2番 目にありますが、農地中間管理権という新たな権利が 設定されました。農地に関する権利につきましては、 利用権とか、使用貸借、所有権とかいろいろございま すけども、新たに農地中間管理権というものが設定さ れております。内容は機構が地主さんから借り受ける 権利、借り受けた後の権利、いわゆる農地を一時機構 が預かる権利というように理解していただいたらいい かと思います。中間管理権の基本は貸し借りというこ とになります。所有というのは基本的に行われており ません。貸し借りについては、賃貸借、使用貸借2種

類ございます。次に対象となるのが、市街化区域以外 の農地でございます。従前は農業振興地域内の農地で ございますけど、昨年、法律が改正されまして現在は 市街化区域以外の農地であれば対象になると、事業の 対象になるよと、従いまして以前より農業振興地域が 少なかった新居浜市におかれましても、現在、市街化 区域は無くなってますから、全域で利用が可能という ようにご理解いただいていいかなと思います。用途指 定区域というのは無理だと思いますけども、それから、 4番目としまして機構が地主さんから借りる基準とい うのはどういうものか、中間管理事業スタート地点で は機構が借り受けてそれの面倒をみるというようなこ とも言われておりましたが、とても全国的にはなされ ない、能力的にも、財源的にもなされないということ で、現在のところは近い将来担い手に貸し付けること が見込まれる農地が中間管理事業で借りる場合の主な 基準となっております。愛媛県におきましては、近い 将来というのを、概ね1年以内には担い手に貸すこと ができる農地を対象に扱いましょうということで取り 組んでおります。ただ、後からフローでも申し上げま すけれども、実際のところは現在、私どもが扱ってお ります実績のうち大半が現場で、市町、農林水産課、 農業委員会のお手間をかけたうえでほぼ話がまとまっ た案件での中間管理事業利用というのが多くなってお りまして、全く赤の他人を結び付けて、貸し付ける案 件というのはまだまだ少ない状況となっております。

次に5番目でございますが、中間管理事業設定期間は自由でございます。一応目安としては、安定した耕作に繋がる貸し付けとなるよう10年程度を多く進めておりますけれども、短いものでしたら3年、長いものでしたら樹園地対象など30年とか長いのもございます。地主さんと借り主さんの協議によって決めてい

ただくという方法になっております。

それから、6番目ここは一般的な貸し付けとは違う 所でございますが、借り手となりうる方は誰か、いわ ゆる担い手といわれる方でございます。中間管理事業 の要領におきましてそれぞれの県で細かく決めており まして愛媛県におきましては、中心経営体、認定農業 者以下、企業・農協等の団体等というところまで、比 較的幅広な担い手像をイメージいたしまして、利用で きる、借りることができる担い手の位置付け、定義を おこなっております。

それから、7番目でございますけれども、設定をするのに、貸し借りを実際に完了をするのにどれくらいの期間がかかるかということでございますが、従来の方法、市町村から機構に上がって参りまして、機構から県に上げて県の許可を認可を受けてという流れになりますが、それでいきますと、約3か月かかっておりました。あまりにも期間が掛かり過ぎるということで、昨年、市町村段階の計画づくりで完全に終わらせていこうという集積計画、一括方式というものが新たにできまして、それによりますと、約1か月の短縮、2か月程度の貸し借りということで、農地法を利用した貸し借りとそう変わらない、時間的にはスケジュール管理なのかなと思っております。

それから、最後でございますが、利用をしたらどういうメリットがあるかということですが、補助事業の大多数が農振農用地への貸し付けが対象でございますので、そこはしんどいところはございますが、まず、先程申し上げましたように、法定更新がございませんので期間満了をもって契約は終了するという明確な期間満了となっているという点、それから、金銭的な面も含めまして機構に対しまして持っている農地を全て原則ではございますけれども、中間管理事業を利用し

て貸し付けていただきますと、固定資産税が3年ない し5年2分の1に軽減されます。中間管理事業の設定 期間によって3年ないし5年となっておりまして、1 0年以上15年未満が3年、15年以上が5年という 2分の1軽減がございます。それから、3つ目でござ いますが、地域集積協力金、地域がまとまって中間管 理事業に協力をして農地の集積、集約化を図った場合 にその利用割合によりまして、10アール当たり1万 円から2.8万円の単価別ではございますけど、地域に 対する活動費、公費、協力金というものが交付されま す。但しこれも、農業振興地域内での貸し付けという ことになっております。それから、基盤整備事業が地 元負担がない形で実施できるというものもございま す。基盤整備の事業をしたい、地域全体を中間管理事 業によりまして、担い手に集積する、整備後は担い手 に任すという計画、実践をしていただきますと、そこ でおこないます基盤整備は100%国費及び県費、い わゆる地元負担なしで基盤整備ができるという事業も 用意されております。その他、認定農業者などの経営 発展を支援するために用意されています農業経営確立 タイプであるとか、地域担い手育成支援タイプ、機械 や施設を作る場合の3分の1の補助事業でございます が、中間管理事業を利用することによってこれも利用 できますよと、あと、県単独の事業、認定農業者の経 営発展支援事業などを中間管理事業を利用することに よって補助率が優遇されますよというような、何かを していきたい、農業振興地域内で農業経営発展のため に何かをしたい、何かを買いたい、何かを建てたい、 というように補助事業を利用する場合には非常に中間 管理事業を利用し規模拡大を図っていただいた場合な どは優遇されるというのが大まかなメリット措置にな っております。反対に言いましたら、私、別に今の経 営のままでいいと、何もしたくないと、特に買うもの も必要ないという場合は中間管理事業を利用しようが しまいがそう変わったものではないということでござ いまして、中間管理事業事態に対する支援というのは 実際のところないというのが現状でございます。

次に2ページ目、3ページ目、4ページ目でござい ますが、今、ご説明申し上げました事柄を細かく書い たものでございます。詳細の説明は省かせていただき ますけど、主だったところだけを申し上げますと、ま ず、2ページ目の法律構成で言いますと、農業委員会 関係でご承知いただきたいのはまずは、2条でござい ますね。地主さんから機構の農地を借ります場合は市 町村がおこなっております農業経営基盤強化促進法1 8条の利用集積の計画によって借り受ける、または、 農地法によって借り受ける。この際、当然のごとく機 構が借ります案件について農業委員会でご審議をいた だいて決定をいただくというのがまず、入口での農業 委員会の関わりになってまいるかと思います。それか ら次に、19条でございますが、機構が担い手の方に 転貸する場合、担い手に貸す場合バンク法によります 新たにできました農用地利用配分計画によって貸し借 りを行います。この際、具体的な貸借条件、貸し借り 条件を決めた上での配分計画作成決定になりますの で、自ずと地域で地主さんと担い手の方が話し合って いただいて内容を決めるというのが必要になって参り ます。それは、現在の所は市町の農林担当課の方で配 分計画案という形で協議、作成をいただいております が、その配分計画案を市町が決める際にあらかじめ農 業委員会から意見を聞いて農業委員会のご納得をいた だいておくことが必要となっております。これも、本 日の総会でいくつかお諮りをいただいていることがあ ったかと思いますが、行政サイドが案をいう段階での

農業委員会の御意見をいただくというのが2つ目の関 わりになっております。それから、21条3つ目でご ざいますけれども、貸し付けた後の対応、管理でござ いますが、その一部農地がきちっと利用されているか どうかについての調査、報告、農地法6条の2で、新 たに決められました農業委員会の現地確認などにより まして借り主がきちっと耕作をしているか、または、 法人であれば要件を継続してクリアーをしているかな どの確認をいただいてそれの、報告を持って中間管理 事業による貸し借りが継続し続ける適当かどうかを決 めるような農業委員の調査、報告をお願いするのが3 つ目の関わりでございます。それから、最後になりま すが26条、直接、中間管理事業法に事業にかかるこ とではないのですが、一昨年より、よくお聞きになっ たと思いますが、人・農地プラン実質化でございます がそれの根拠がこの26条になります。市町による農 業者等の協議の場の設置、これはいわゆる人・農地プ ランを協議していただく、地域の協議会、話し合いの 場ということで、これによって現在進められておりま す、実質化もスタートし話をしながら計画を進めて行 こうということに繋がっているものでございます。自 ずとこの話し合いには農業委員も積極に参加というの も毎回繰り返し言われておりますけれども、全てが2 6条の話し合いの場の設置、促進ということから始ま っているとご認識をいただければと思います。次に3 ページ、4ページでございますが、今申し上げました 中間管理事業の大まかな流れ、3ページが基本的な流 れ、4ページが時間短縮のために昨年できました一括 方式の流れでございます。基本的に中身は一緒でござ います。3ページでご説明申し上げますけれども、農 地を借りたい担い手の方、借受希望者とも言います。 この方は、農地を借りたい希望を出していただく、そ

れから、農地を貸したい地主さんサイド、貸付希望農 家といいますが、農地を貸したいということでこれも 申し出をしてもらう。この2つの申し出を機構におき ましてマッチング、いわゆるお見合いを行います。お 見合いが成立いたしますと、繰り返しになりますが、 まず、地主さんから機構が借ります、中間管理権を設 定する作業が市町村で行われます。機構による貸付希 望農用地等の中間管理権の取得というところになって おります。合わせてお見合いが整っておりますから、 市町村において、これも先程申し上げました今度は機 構が担い手の人に貸すための計画、利用配分計画案の 作成をしていただきます。それぞれで、農業委員会に 関わっていただくようになっております。利用配分計 画は何なのかといいますと、それが私どもえひめ機構 に上がって参りまして、機構の方で内容を精査した上 で並びに利害関係人の意見聴取をおこなった上で配分 計画を決定し、同時に知事に対して決定の認可を申請 します。知事から認可、県報におきまして公告がなさ れますと、その時点で機構から担い手の方への貸付が 完了でございます。お聞きの通り、直接貸したらよい のではと思うのですが、そこが、先程も申し上げまし たように手間をかけないとか、きちっとした農地管理 をおこなって行くとか、面的にまとまった集積をおこ なって行くとかという担い手の規模拡大に対する支援 策として、機構でそれらを調整するということが必要 ということでございます。実際のところ、この機構に おけるマッチングはほとんどなくて、市町現場におい てのマッチングでスタートして最後の貸し借りに至る という案件が数多くなっているのが現状でございま す。実際のところ、顔も分からない相手に農地なんか 貸せないというのが依然として変わらないと思います し、反対に現在のところは、あの農地を借りたい、こ

の農地を借りたいという借りたい人がそんなにいない 状況になっている中でなかなか、機構がマッチングを するなんて無理な状況になっているのではないかなと 思うところです。

次に4ページでございますけれども、一括方式、何 が違うかといいますと先程基本形で申し上げました利 用配分計画案の作成、それから、機構におきましての 利用配分計画の決定というのが割愛されまして、利用 集積計画、市町が作ります利用集積計画、本来でいい ましたら地主さんから、機構に貸すだけの計画になる ところですが、同時に市町におきまして機構から担い 手に貸す利用集積計画も一緒に作って一緒に決定して ください。農業委員会の決定を受けて作ってください というように、利用配分計画がカットされました。そ うすることによって計画を1つにまとめることにより まして、現状追認ではないですけども、市町を中心に した現場第一の貸し借りで進めていこうということが 昨年の改正で一括方式という形で設定されたものでご ざいます。要らないことを言いますが、同じことを言 えば経営基盤強化法で貸すのと一緒なことですよ。経 営基盤強化法も市町で集積計画を作りまして、地主さ んと担い手の方の名前を入れて貸し借りをするわけで すが、1枚のものを2枚に分けて市町でやっているだ けのような改正になって、新たな設定方式、それが一 括方式になっておりまして担当している私があまり言 うのもいけないのですが、何でこんなことをとちょっ と思いますけど、実際のところ、一括方式ができたこ とによりまして、一括制度は期間を十二分に短縮され て、新居浜市におかれましても本年度に入りましてこ の一括方式を利用しての中間管理事業を利用いただい ております。補助事業の関係もあるようでございます けれども、積極的に新居浜市の方でも活動してご利用

していただいているという状況でございます。

それから、5ページ、6ページ目が中間管理事業の その他の項目でございます。 5ページが推進体制、県 段階にそれぞれ推進班会議というものを設置いたしま して、関係機関、農業委員会、もとより関係機関総意 で中間管理事業を進めて行こうという形を作っており ます。それから、6ページ目でございますが、これま での実績でございます。1番上、県全体の数字でござ いますが、26年から始まりまして年々微増傾向とな っておりまして、これまでのところで累積で地主さん から機構が借りた面積、借り受け面積、一番右側にな りますけれども、659ヘクタール機構が担い手の方 に貸し付けた面積、転貸面積でございますが、593 ヘクタールということで全国的には非常に低いレベル ではございますが着実に進んでいるという数字になっ ております。ただこれも、言ったら笑われるのですが、 この表の一番左側ですけれども一年間の集積目標面積 2,320ヘクタールとなっております。国から示され た愛媛県の目標でございますが、1年間に2,320へ クタールの目標に対して、6年間で600ヘクタール しか出来ておりませんので決して胸を張れる数字では ございません。一番下側の行でございますが、どんな 地目の農地が利用されているというのでございます が、一つは愛媛県の特徴が出ております。水田、樹園 地、普通畑に分けております。通常、中間管理事業、 全国の実績でいいますと、水田が7割占めております。 7割以上でしょうか。本県もそれに近い66%でござ いますが、一方全国平均で樹園地5%です。本県、2 2%やはり果樹かなと柑橘かというところでございま して非常に農地が動きにくい樹園地、東予地域におか れましては農業委員会総会に上がってくる案件、少な いのかもしれませんけど、中予、南予に行きますと農 地法にしろ、経営基盤強化法にしろ、樹園地の貸し借 りというのは、まだまだ動いているという状況はある のではないかとこの結果からも思っているところでご ざいます。以上が中間管理事業の概要、内容について 説明をさせていただきました。

次に7ページ、8ページに移りますがこの中間管理 事業の推進にあたって農業委員会とどう取り組んでい ただきたいかなというのをまとめているのが7ペー ジ、8ページ目でございます。令和元年度に農業会議 と一緒になりまして、連携に係る活動方針というのを 決めさせていただいて、内容は中間管理事業の推進方 針と一緒でございます。まず、全体的な考え方として は統一活動方針の下線のところにありますように、農 業委員会及び機構は、県や関係機関・団体と連携して 重点推進事項に取り組むことによりまして、担い手へ の農地集積に努めるということで進めていただきたい と思っております。具体的な重点項目を5項目上げて おります。1つ目が農地を借り受けていただく担い手 の方々を育成していこう、農業委員会の活動で言いま すと推進活動にあたります利用最適化活動の中にも関 わることかと思いますが、農業産業の促進、担い手の 育成でございます。中間管理事業におきましては、個 別の担い手が少ない中ですので集落営農組織を作るこ と、法人化することによって優良な農地の担い手にな っていただこうということで現在進めております。そ れから、2つ目でございますが、新規就農者への農地 確保、新たに農業に入って来られる方を確保すること によって、また、そういった方々を担い手に育てるこ とによって優良な農地を担っていただこうということ 取り組んでおります。特にこの取り組みにつきまして は、先程、実績のところで申し上げましたように柑橘 など営農作物の1つの基幹部門になっております。収 穫までになかなか時間がかかりますので下線でも引い ておりますように、とくに果樹においては立地条件が 良く優良品種が植わった園地が望まれるが、このよう な園地を借り受けるのは個人でやる場合は困難である ので、そういう事を結び付けていこうということで農 業委員会は基よりJAとも連携をいたしまして、JA がおこなう研修を通じて優良園地を担い手の方に就農 即借り受けができるように事前の取り組みなど話し合 いなども進めていくところでございます。それから、 3つ目の推進方策といたしましては基盤整備との連動 であります。これはもう、実際これまで農業生産経営 に関わってこられた農業委員もご理解いただけている と思いますが、基盤整備をすることによってある意味、 換地という作業がございます。それを通じて担い手の 方に集積しようということで、先程、メリットのとこ ろで若干ふりました地元負担ゼロの基盤整備、機構関 連整備事業を利用しながら積極的に基盤整備をするこ とによって今までバラバラに地主さんが点在していた ものを、農業生産をする方の数も減らすし、作る農地 をまとめていく。この2つを換地作業なども通じなが ら計画として実施していくということに取り組んで、 その際に中間管理事業も利用していただくという推進 を図っているところでございます。それから、4つ目 が人・農地プランの実質化に伴います推進。これは基 より、人・農地プランの中で優良農地を明確にし、担 い手に結び付けていこう、10年後、20年後の地域 の将来像を、農地所有の将来像を描いていこうという 計画でございますから、それに、関わる具体的な手法 として中間管理事業を利用していただくということで す。その際には、農業委員会、農業委員には積極的に 話し合いの場に参加をしていただくというのが以前よ り言われているところでございます。最後、5つ目こ

れは中間管理事業の基本的なスタイルでありますマッ チングの推進、借りたい方、貸したい農地を農業委員 に仲を取り持っていただきまして結び付ける、その案 件をできましたら農地法3条ではなくて、中間管理事 業をご利用いただくというような連携を考えて推進を 図りたいと思っております。8ページ目になりますけ れども、重点方針を推進するにあたりまして、農業委 員・推進委員の皆様方にお願いしたい事項というので 取りまとめておりますのが、次に活動へのお願いとい うテーマでございまして、それぞれの項目、4項目上 げておりますけれども、内容といたしましては、地域 で活動していただいている皆様方に農地の貸し借りだ とか、農業参入、担い手であるとかそれらの情報をま ず収集して市町なり私ども機構に繋げていただきた い、そのためには1番目にも書いていますように、話 し合いの場へ積極的に参加いただくことを重ねてお願 いしたいということで具体的な農業委員などの皆様方 へのお願いをまとめさせていただいているというもの でございます。なかなか、農業委員の活動をお願いす るばかりでございますけれども、農業委員だけでも農 地の貸し借り、又は掘り起しなど、それはなかなか無 理だと思います。できれば、農業委員が中心になって ここでいう関係機関JAでありますとか、地区の集落 組織又は自治組織などでの話し合い作りというもの を、人・農地プランの実質化とは関係なく進めていた だきまして、本当にその地域が農地を荒らさない、荒 らさないでいたい、荒らしたくないと思うのであれば 誰かに貸そうという話を起こしていただくようなこと もご検討いただければと思うところでございます。

次に9ページ目からは先程冒頭でふれました、メリット措置を詳しく申し上げる部分でございます。ただ、申し上げましたように、農業振興地域内でおこなわれ

るものが多ございますので、なかなか、皆様しんどい ところがあるかと思いますけれども、お耳に留めてい ただけたらと思います。まずは、1番の直接的メリッ ト措置、機構関連農地整備事業でございます。現在県 下におきまして、10ヵ所おこなわれております。実 際に、工事が始まっておりますのが、中予、松山市の 浅海原、下難波、南予、宇和島市吉田町の玉津、西予 市の伊延西、野村の5地区でございます。1番のメリ ットは地元負担が要らない、その代わりに次の10ペ ージをご覧いただきたいと思いますが、事業要件のと ころですね、対象は中間管理事業が借り受けた農地と、 15年以上借り受けたところ、いわゆる地主さんが中 間管理機構に15年以上貸し付けをした農地がまず対 象になります。貸さなくては駄目ですよということ、 それから、4つ目でございますけれども、工事完成後、 対象農地の8割以上が担い手に集団化され、担い手が 耕作しなければなりませんよと、更に言えば矢印で下 におります。(1)全ての地域内農地が担い手に集積 される。工事をした後、地主さんへは戻りませんよと、 担い手が経営するんですよと、こうして農地を担い手 に集積する。そのための、圃場整備ですよという内容 になっております。ですから、上にかえりますけど、 事業費の負担割合のところ国、県、市町、農家はゼロ と、いうことで自分のために、自分が基盤整備後も作 るために基盤整備はしないのだからお金は出さなくて いいですよという事業になったわけです。もし、利用 したいという地域がございましたらご検討をいただけ ればと思います。それから、メリットの続きになりま すが、このパンフレットをご覧いただきたいと思いま す。6ページ目から行いたいと思います。まずは、機 構集積協力金、地域に下りる協力金でございますが、 そのメインになっておりますが、地域集積協力金でご

ざいます。下の表をご覧いただいたらと思いますが、 交付単価が機構に貸す割合によりまして1万円から2 万8千円の設定になっておりまして、平坦部を中心に しました一般地域、中山間地域に分かれておりますの で、非常に傾斜地が多い本県においても取り組める協 力金になっております。要件といたしましては機構へ の貸付期間が6年未満の農地は対象になりません、6 年以上が貸し付けすることが協議の要件となります。 その他、この機構集積協力におきましては2の集約化 タイプ、担い手の方同士が農地をまとめるために交換 した時にできる交付金でございます。それから、経営 転換協力金これは、現在農業をおこなっている地主の 方が離農する場合に交付される協力金となっておりま す。リタイヤする方、農業部分を縮小する方、相続を したけれども農業を行わない方などが利用できるもの でございます。

それから、8ページ、9ページに移りますが、その 他のメリット措置ということで説明が繰り返しになり ますが、固定資産税の軽減。所有する全農地を中間管 理機構に貸し付けた場合、10年以上15年未満3年 間、15年以上5年間、固定資産税2分の1軽減され ます。2番目がスーパーL資金、農地中間管理機構か ら農用地を借りた認定農業者の場合は5年間無利子で ございます。あと、機械については農業機械や施設の 導入を支援しますと、強い農業・担い手づくり総合支 援交付金という事業がございますが、その中で機構か ら利用権設定を受けた農業者につきましては優先しま すよと、更にその下側に見えます認定農業者の経営発 展支援事業、県の事業でございますけれども補助率を 中間管理事業により集積した面積に応じまして最大2 分の1、基本が4分の1の補助率でございますが、そ れを倍の2分の1にしますよというようなこと。

それから、9ページですが果樹の改植事業または水路の改修などの小規模な基盤整備事業につきまして果樹経営支援対策事業や農地耕作条件改善事業などについて優先採択をする又は対象地域を中間管理事業を活用する地域を対象とするなどの、やるためには中間管理事業を利用した方が有利になりますと優遇的なメリット措置も用意されているという状況でございます。何度も申し上げますが

農業振興地域内で行う場合ということがもう1つございますので、その点はご理解をいただきたいと思います。

最後になりますが、レジュメの最後の12ページ目 に戻ります。説明して参りました農地中間管理事業の 他に農業経営の相談活動、就農相談活動なども行って おります。農業経営の相談活動におきまして機構内に ここで上げております、サポートセンターというもの を設置いたしました。1番上の黒◆になりますが、窓 口としましては、各普及センターの普及員さんを窓口 にしまして、必要に応じて幅広い知識を有します経営 マネージャーや、専門性を有するコンサルタントの人 を登録しております。直接入口にはなりましょうが、 専門家の方、税理士さんから専門的な相談を受けるこ とができるということでセンターへのお声がけをお願 いしております。農業委員の活動の1つといたしまし て、農業経営の相談というものもございます。地元で 専門的な難しい相談がございましたら普及員に相談を いただきまして是非ともこの農業経営サポートセンタ ーのコンサルタント制度を利用していただいて農業経 営の1つの解決策と言いましょうか、突破口を見つけ る手段にもご利用いただければなと思っております。 長くなりましたが以上で私の方からの説明を終わりに させていただきます。引き続きコロナ禍の中ではござ いますが、優良農地を担い手の方々又は地域のために 活かしていく、存続させていく農地を守り活性化して いくということをお願いすべく、今後とも私どもえひ め機構と連携しながら農業委員会活動に取り組んでい ただきたいことをお願い申し上げまして説明とさせて いただきます。ご清聴ありがとうございました。

藤田会長

ありがとうございました。今のお話の中にありましたように、新居浜市は農地中間管理事業について関係が少ないと、事業の中でも農用地でないと対象にならないとか、最初はそういった話を受けて我々も農業委員会の中で活動をしておりましたが、旧市街化区域外の農地であれば普及されますというようなお話を聞いたりして、今、県下の実施状況の中でも愛媛県は下から3番目、利用状況もそうなのですけど、いずれにしても我々農業委員として中間管理事業のことについて分かっておかなければ話が前へ進まないというようなことで、今回、このような説明をしていただいたわけでございますけれども、せっかくの機会ですので何かご質問等はございませんか。はい、加藤委員。

加藤委員

設定期間終了した後の対応は、どのようにされるのですか。

えひめ農林漁業振興機構

阿部事務局長

丁度、去年の12月から短い設定期間が出てきまして対応をお願いしております。更新をお願いしております。 ます。

加藤委員

更新があるということですか。

えひめ農林漁業振興機構

阿部事務局長

あります。むしろ、積極的に更新をとお願いしてお ります。

加藤委員

先程の説明では、契約期間が終わったらそれで終わ りだというようなことではないのですか。

#### えひめ農林漁業振興機構

## 阿部事務局長

その、一つの契約は終わりでございますね。そこで、 更新をしなければ貸し借りも終了でございますが、それでは、中間管理事業実績を折っちゃいますので更新 をということでお願いしております。

## 藤田会長

他にございませんか。利用した時のメリットとして いろいろ言われる、特に1番、新居浜では補助金の 中にそれが利用していると補助率が上がるというよ うなことが一部あると、それで、新居浜の中でもごく わずかでありますけれども、農業機械や施設の導入に 支援をしていただけるというのが一番、新居浜あたり では身近な事業の利用かと思います。特に担い手が少 ない、というようなところですので、なかなか貸した いという方がおいでても、上手くマッチング出来ない というのが今の新居浜の状況でございまして、そうい った中でも我々農業委員の活動の1つとして土地の 所有者からいろいろ話があった時にはこういうこと がありますよと、少しでも理解しておかないと、活動 にもなりませんのでこういう機会を作りました。ま た、これからの活動の中で関連が農業委員会事務局、 農林水産課が窓口でございますのでこちらの方でお 伺いしたり、管理機構の方へお伺いしたりということ でしていったらいいと思います。御意見、御質問はご ざいませんか。

### (「なし」の声あり)

#### 藤田会長

ありがとうございました。本日は、お忙しい中、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構阿部事務局長さんには、新居浜市農業委員会総会にご出席いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、第6回新居浜市農業委員会総会を 閉会いたします。御協力ありがとうございました。

### 藤田事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。

 $\Diamond$ 

新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに 署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委員

委 員